

国税庁からのお知らせ

適格請求書発行事業者の登録申請書の変更について

・新様式による登録申請書の提出のお願い

令和4年9月20日より、e-Taxにおいて新様式の提出が可能となり、10月11日からは、旧様式での提出は、受け付けできなくなっております。

今後、登録申請書を提出される場合は、新様式をご利用くださいますようお願いいたします。

《ご参考》

・適格請求書発行事業者の登録申請書

「適格請求書発行事業者の登録申請手続（国内事業者用）」

URL：https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm



・旧様式から新様式の変更点

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する
申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）」

URL：https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/1806xx_2/index.htm



登録申請書の処理期間について

最新の登録申請書の処理期間について、9月30日時点においては、e-Tax提出の場合は約3週間、書面提出の場合は約1か月半の処理期間を要しております。

※「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」のトップページからご確認いただけます。

URL：<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>